

# 関市議会 総務厚生委員会 行政視察報告書

- 1 視察日程 令和7年10月6日（月）～10月7日（火）（2日間）
- 2 視察事項 兵庫県三田市  
○内部統制について  
京都府綾部市  
○子育て交流センター「あやっこひろば」について
- 3 参加者 委員長 武藤 記子  
副委員長 長瀬 敦久  
委員 北村 隆幸  
委員 田中 巧  
委員 林 裕之  
委員 栗山 守  
委員 足立 将裕  
委員 猿渡 直樹  
随 行 長 田 知 晃（議会事務局）

## 視察No.1 内部統制について

訪問日時 令和7年10月6日(月) 13時30分～15時00分

訪問先 所在 兵庫県三田市三輪2丁目1番1号  
名称 三田市役所  
担当部署 総務部総務課

### 説明内容(概要)

三田市は、兵庫県の南東部に位置し、神戸市の市街地より北へ約25キロメートル、大阪市より北西へ約35キロメートルの圏域にある人口約10万5千人、面積約210km<sup>2</sup>の豊かな環境と穏やかな気候に恵まれた都市である。

地方自治法において、都道府県及び政令指定都市は、事務の適正な管理、執行を確保するため、内部統制に関する方針の策定と内部統制体制整備が義務付けられ、指定都市以外の市町村では努力義務とされている。

三田市では法施行前から内部統制に関する取組を行ってきており、令和3年度からは法に基づく内部統制基本方針を策定し、より厳格に内部統制に取り組んでいる。

三田市における内部統制の取組概要は、以下のとおりである。

### ●内部統制導入までの経過

平成24年7月「三田市まちづくり基本条例」(自治基本条例)を制定。

→第39条に「市議会および市長等は、適正で、効率的かつ効果的な行政運営を確保するため、監査制度の充実を図らなければなりません。」と規定。

平成27年 市民委員で構成された「三田市まちづくり基本条例監査のあり方等委員会」から提言を受ける。

**内容** <監査内容についての「質的な見地」による検証に基づく提言>  
監査の実効性を高めるために内部統制を構築する必要がある。

<内部統制の構築>

内部統制の構築は、監査体制の充実と並んで三田市としてぜひとも力を入れて取り組まれるよう要望する。

→このことが三田市として内部統制導入について考えるきっかけとなる。

以下の4つを基本的な考え方として整備することとなり、平成27年度に体制整備、28年度に事務執行リスクの確認、30年度に全面施行した。

- ・国の報告書が示すサンプルを標準とする
- ・既存の組織(コンプライアンス推進本部、推進委員会)の活用  
※当時、職員の不祥事が続いており、コンプライアンスに力を入れていた
- ・財務事務執行リスクに取り組んだ後、段階的に他の内容にも発展させる
- ・既存の取組(各種マニュアル等)の検証からはじめ、持続的に発展させる  
また、地方自治法の改正により、内部統制に関することが法に加わったことか

ら、法（第150条第2項）に基づく「三田市内部統制基本方針」を令和3年4月1日に策定し、より積極的に内部統制に取り組むこととなった。

### 基本方針の内容

#### 1. 目的

- (1) 事務の有効性および効率性の確保
- (2) 財務報告の信頼性の確保
- (3) 事務に関わる法令等の遵守
- (4) 資産の保全

#### 2. 対象とする事務

- (1) 財務に関する事務
- (2) その他市長が必要と認める事務

#### 3. 内部統制の評価及び見直しについて

内部統制の取組については、毎年度評価報告書にまとめ、監査委員の審査に付した上で、市会に提出するとともに公表します。また、内部統制に関する評価結果、監査委員や市会からの意見等を踏まえ、必要に応じて、本方針及び具体的な取組の見直しを行います。

### ●内部統制の取組について

#### ○組織体制について

市長を本部長とした「内部統制推進本部」を設置し、重要事項や方針の決定を行う。また、内部統制担当部長を委員長とする「内部統制推進委員会」を設置し実務を行っている。委員会は、総務省のガイドラインに沿って内部統制の推進者（推進部局）と評価者（評価部局）に分けられた組織体制としている。

#### 【推進部局】

- ・各所属へ内部統制に関する情報発信
- ・リスクの洗い出し及び評価（リスクチェックシートによる評価）

#### 【評価部局】

- ・リスク発現事案の検証
- ・内部統制評価報告書の作成

#### ○取組方法について（令和6年度）

4～7月	評価部局で当該年度の内部統制評価に関する方針の決定 →評価の基準等、評価の方法・手順、不備の判断基準を決定 ※前年度の評価報告書の決定や監査委員への提出・審査、議会への提出も行う。
8～10月	推進部局でリスク評価シートについての協議 各課でリスク評価シートの作成・提出
11～12月	各課が作成したリスク評価シートを事務局（総務課）でとりまとめ、評価部局と推進部局に結果の共有 推進部局でリスク評価シートの振り返り・リスク対応策の協議
1～3月	評価報告書の作成

特に上半期は評価部局による前年度の評価報告書の審査、監査委員・議会への提出などを行っており、令和6年度としての実質的な活動が短く、監査委員からの指摘を受けた。

→令和7年度からは4～5月にリスク評価シートを作成、9月にとりまとめ、その内容で改めてリスクの抽出をして、3月に再度とりまとめをするというPDC Aのサイクルを年2回実施するように改善している。

#### 評価の方法・手順

##### ①全庁的な内部統制の評価

ガイドラインに示された評価項目に対応する内部統制の整備状況を記録し、整備上及び運用上の不備がないかを評価する。

##### ②業務レベルでの内部統制の評価 ※大部分を占める

前年度に評価部局で把握したリスクと各課で洗い出したリスクを各課でまとめた「リスク評価シート」により、整備上及び運用上の不備がないかを評価する。

##### ③不備の判断

- ・記者発表が必要となった事案
- ・各課からの報告内容を踏まえ、評価部局で不備と認めた事案の2つの観点で不備を振り分ける。

#### ○令和6年度に不備と判断された事例

##### 【重大な不備（1件）】 ※制度整備後初めて重大な不備と判断

- ・契約に係る議決案件の未議決契約  
→教師用教科書及び指導書の購入に係る単価契約事務にあたり、予定価格が2,000万円以上であるにもかかわらず、議会の議決を経ずに単価契約を締結

##### 【不備（6件）】

- ・税の課税誤り、徴収（納付）方法の設定誤り
- ・公用車の車検切れ 2件
- ・メールアドレスの流出
- ・学校給食での賞味期限切れの食材提供

#### ●内部統制の導入・運用による成果と課題・注意点

##### 【成果】

- ・ミスが起きやすい事務（共通リスク）の見える化
- ・所属におけるミスの再発防止の徹底とその情報の共有
- ・次長級で構成される推進委員会設置による横断的なリスク共有と各部における内部統制の推進

##### 【課題・注意点】

- ・マナー化を防ぐ  
→不備事例やその原因、対策を周知し、職員に働きかけることが重要

- ・各課においてミスをした職員からミスを隠されないこと  
→風通しの良い上下関係の構築が重要
- ・評価報告書を作成することが目的化しないこと
- ・リスク項目を推進本部として、職員に繰り返し意識付けすること

## 主な質疑応答

- 質問 内部統制を導入することによる職員の負担は。
- 回答 担当部署以外はチェックをしていくだけの作業で特に大きな負担はない。担当部署としては会議の段取りや資料の作成など負担はある程度かかっている。総務省のガイドラインに沿ってそのまま取り組もうと思うと膨大な業務量となるため、ある程度のレベルは維持しつつも、できるだけ手間がかからないように簡素化した形で必要なことだけを実施している。
- 質問 メリットと言われている4つの観点（不正防止ができる・業務効率を向上できる・職員のモチベーションが向上する・民事責任や刑事責任のリスクを軽減できる）から見て、どのように評価しているか。
- 回答 職員のモチベーション向上に繋がっているとは言い難く、むしろ職員にとっては、やらされ仕事に陥っているのではないかと危惧している。総じて4つの観点で見ると、はっきりとした効果は出ていないと感じている。しかし、業務の効率化という点では、業務手順を明確化することでミスを防ぐことができ、不備が起こった時には業務手順を見直すことで、不備が発生しにくくなるように改善する仕組みにはなっていると感じている。
- 質問 担当職員は内部統制を専門に仕事をしているのか。
- 回答 内部統制だけに限らず、情報公開や個人情報の保護、職員倫理条例などの業務も担当している。内部統制に関しては主担当と副担当の2人が従事しているというイメージである。
- 質問 市民からの意見をきっかけに内部統制を始めたということは、市民サービスに不満を持っていると捉えることもできるが、市民サービスの向上にはつながっているのか。また、当該市民の内部統制に対する評価はどのようなか。
- 回答 内部統制そのものは市民サービスに直結せず、市民サービスが法令に基づいて、適切に執行されているかを担保するためのものだと考えている。市民からは内部統制の仕組み・体制づくりをしたことに対しては良い評価をいただいているが、最近の評価は聞いていない。
- 質問 監査委員の体制はどのようなか。
- 回答 三田市では10年ほど前に議員選出の監査委員を廃止しており、弁護士と公認会計士の2人が監査委員となっている。
- ①評価報告書を監査委員に提出
  - ②監査委員からの質問に対して面談で答える

- ③監査委員からの審査意見報告書が提出される
- ④議会にて資料提供として配布・報告し、議員にお知らせするという流れとなっている。

質問 議会に報告をして、議員から質問等があったりしたか。  
 回答 議員からの質問等はこれまで特になかった。監査委員からは、特に実効性の部分で意見をいただいております、今年から運用方法を変えた経緯がある。

質問 当市が内部統制を導入しようとする際に、何かアドバイスはあるか。  
 回答 会計課や監査は財務上のミスをなくしていくことを仕事とする部署で、内部監査も財務上のリスクを低減していくことが目的の1つでもあるため、三田市では、会計課と監査委員事務局と内部統制の事務局が連携しながらできないかと考えている。  
 自治体職員向けの研修においても、監査と内部統制を一緒にした研修が実施されている。財務事務の適正化という目的は同じであるため、当該部署が協議・連携しながらできる体制にしていくと良い。

#### 調査結果のまとめ

- ・三田市の内部統制は、組織的かつ自律的に業務を遂行するための仕組みとして、単なる形式的な制度ではなく、実務に即した運用がされていると感じた。総務省のガイドラインを踏まえながらも、現場に過度な負担をかけず、少人数でも実施できる工夫がされており、効率性と実効性の両立が図られている点は参考になった。  
 また、内部統制基本方針に基づきリスクを特定・評価し、PDCAを年2回実施するなど、継続的な改善が進められていることから、制度が形だけでなく、実際に機能する段階へ発展していると感じた。特に、ミスを隠さない職場づくりや、次長級による横断的なリスク共有体制の整備など、風通しの良い組織文化を重視している点が大変印象的で、本市においても、実効性と持続可能性の両面から内部統制のあり方を考えるうえで、大変に参考となる視察であった。
- ・三田市は、総務省のガイドラインに沿ってすべて実施するのではなく、ポイントを絞り簡素化している。今回の視察の中で、従事する担当者としては、他の業務を兼務しての1.5人の体制で通常業務と変わらない。各課のチェックする職員からも負担感を特に聞かないとのことだった。導入の成果としても、事務のリスクを見える化することで、ミスが少なくなっていると感じた。課題にあるように、マンネリ化や報告書作成が目的化することが懸念されるが、効果は高いと感じた。
- ・推進部局と評価部局はいずれも庁内職員で構成しているため、第三者的な見方ができず、リスクを見逃す可能性がある。外部の参加が必要である。
- ・単に内部統制制度を導入し、運用すれば良いという問題ではない。内部統制に必ず

しも実効性が伴うとは限らず、形式的なルールの整備にとどまる可能性もあることから、職員の意識改革や管理職による適正な事務管理こそが最も重要である。

- ・内部統制は職員の負担が非常に大きく、そこまでやらなくても、別の方法で対処することができるのではないかと問われれば、必要であると思うが、現行の内部統制の検証、強化、整備等を図ったうえで、それでも効果が現われない場合には、導入を検討していくべきである。
- ・本市においても、三田市が規定している不備事案や重大な不備事案とされるような事案が発生している状況から早急に内部統制の取組を整えるべきであり、その際、アドバイスを受けた3つの担当課（会計課・監査委員事務局・内部統制事務局）が一緒に取り組めるように組織化ができるとうい。
- ・一般市では、内部統制の運用に事務負担がかかるため、市の規模や実情に最も適した方法で取り組むことが良い。
- ・三田市では議員選出の監査委員を廃止されているが、それで問題が無いのであれば本市でも検討する必要がある。
- ・近年、本市では不適切な事務処理が続いている。これらは「組織内部の管理体制やチェック機能が十分に機能しなかった」と当局は言っているが、はたしてそれだけなのか。法令遵守意識や倫理規定の遵守を改めて職員に徹底する必要がある。
- ・三田市の取組は予想以上に複雑な内容であったが、全体を概観すると、行政執行における失敗あるいは不具合の発生を隠さず公表し、絶えざる業務の改善を行う仕組みづくりであると感じた。組織内部で解決できない問題が生じた場合に、第三者機関が積極的な関与ができる仕組みの導入の必要性を改めて感じた。



写真1：三田市職員の説明を受ける様子



写真2：三田市議場にて記念撮影

## 視察No.2 子育て交流センター「あやっこひろば」について

訪問日時 令和7年10月7日（火） 10時00分～12時00分

訪問先	所在	京都府綾部市若竹町8番地の1
	名称	茅野市役所
	担当部署	健康こども部子育て支援課
	視察先	あやべ・日東精工アリーナ（座学）
		あやっこひろば（現地視察）

### 説明内容（概要）

綾部市は、京都府の中央北寄りに位置する平和と歴史・文化に彩られた田園都市で、人口約2万9,000人、面積約347km<sup>2</sup>の地域である。

近年、全国では子育て世代に向けた取組として、天候に左右されない全天候型遊び場施設の注目が高まっている。

綾部市では、子育て交流センター「あやっこひろば」、図書館および地域交流センターの3つの機能を1つの施設に集約した複合施設「あやテラス」を令和5年11月にオープンした。そのうちの「あやっこひろば」は子育て中の親子が集い、交流や子育ての不安・悩みを相談できる場であることに加え、雨天時の子どもの遊び場としての役割を担っている。「あやっこひろば」の概要は、以下のとおりである。

### ●「あやっこひろば」開設の経過

#### ○雨天時における遊び場設置の検討に至った経緯

市長が市内の様々な団体の元に出向き、参加者と対話したり意見を聞いたりする「ふれあい出張市長室」において、「雨の日に子どもが外で遊ぶことができない」「遊ぶ場所がない」「遊び場が欲しい」といった声を多数聴いた。また、市民へのニーズ調査や議会において質問があがったことなどがきっかけとなった。

#### ○設置の検討

既に同様の施設を設置している近隣自治体を視察し、京都府宮津市の「にっこりあ」をモデルとした。「にっこりあ」は、北欧のおもちゃ会社である株式会社ボーネルンド製の遊具を採用しており、同社は全国の自治体の遊び場のプロデュースも手掛けている。また、アフターサービスも充実していることから同社に施設的设计を依頼した。

#### ○設置の決定

当初、市内の既存施設内への設置を検討していたが断念した。

その後、綾部駅北側に設置を予定していた図書館とホテル機能を有した複合施設のうち、コロナ禍の影響によりホテル機能がなくなることになった。そのタイミングで子育て交流センターが入ることになり、地域子育て支援拠点事業として実施することに決定した。

## ●「あやっこひろば」の施設について

### ○特長

からだ遊びやごっこ遊び、赤ちゃん専用のスペースなど多様な遊びの機能が揃い、それぞれの遊びが互いに干渉しないようにゾーニングや遊具の配置にこだわり設計されている。地域の子育て家族同士で交流しながら、ゆったりと遊べる環境には、市内外から多くの親子が集まって利用されている。

また、綾部市は養蚕や繊維業で栄えたまちであることから、織物、糸などをあしらったデザインを採用し、地域への理解や愛着を育む工夫もちりばめられたデザインとなっている。

### ○あそびエリアなどについて

「あやっこひろば」には、3つのあそびエリアがある。各エリアには、子どもの発達ごとに興味や意欲を引き出すような遊具や仕掛けをそろえ、「こころ・頭・からだ」のすべてを使って存分に遊べるように設計されている。

#### ①ベビーエリア

赤ちゃんが発達に合わせて、多様に体を動かして遊べる低年齢の幼児向けのエリア。柔らかいマットが敷かれており、赤ちゃんが手押し車や手遊び道具を使って楽しく安全に遊ぶことができる。

また、赤ちゃん休憩室や個室の授乳室、おむつ交換室、子ども用のトイレが設置されているため、保護者も安心して過ごすことができる。

#### ②ロールプレイエリア

知育遊具を配置したエリア。おままごとやごっこ遊びを通して想像力を育むことができる。令和7年4月から導入した民族衣装等のコスチュームも人気。

#### ③アクティブエリア

雨の日でも走る・跳ぶ・回る・登るなど全身を使って体遊びが楽しめるエリア。エアマットや回転遊具、ロッククライミング等を設置。空気が入った大きな透明な筒に入り、はいはいや前転をして遊ぶ遊具「サイバーホイール」は幅広い年齢の子どもたちが夢中になって楽しんでいる。また、令和7年4月から導入した5,000個のボールが入ったボールプールも人気。

### ○経費について

#### 開設までの経費

令和3年度から令和5年度 2億8,045万円 ※面積按分で支払

#### 【内訳】

- ・ 役務費
- ・ 委託料（設計・監理委託、太陽光設計・監理委託、電話設備構築等）
- ・ 工事請負費（複合施設建設、太陽光建設、市内産木材備品工事等）
- ・ 備品購入費

### 【財源】

国：都市構造再編集中支援事業費補助金、エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費補助金、子ども・子育て支援交付金  
府：きょうと地域連携交付金、子ども・子育て支援交付金、子育てにやさしいまちづくりモデル事業交付金  
市債、基金繰入金、寄附金

### 維持管理費

令和6年度 3,262万円

### 【内訳】

施設関係 ※面積按分で支払

- ・光熱水費
- ・役務費（電話、エレベーター用回線、Wi-Fi使用料等）
- ・委託料（電気工作物保安管理、機械警備、維持管理、除雪等）

運営関係

- ・人件費（報酬、職員手当、共済費）
- ・需用費（消耗品、医薬材料）
- ・役務費（児童安全共済金）
- ・委託料（子育て支援講習、遊具保守点検）
- ・備品購入費（遊具、おもちゃ等）
- ・負担金補助及び交付金（職員研修）

### 【財源】

子ども・子育て支援交付金（国・府）、寄附金、諸収入、一般財源

## ●現状と課題

### ○入場者数について

令和5年11月25日にオープンし、約1年後の令和6年11月17日に累計入場者数5万人を達成。令和7年9月末現在の累計入場者数は8万8,212人となっている。

月ごとの入場者数については、多い時は月5,000人以上、少ない月は2,000人台後半から3,000人台前半を推移している。夏の猛暑の時期に入場者が多い傾向にある。

その他の点は、以下の表のとおり。無料で利用できることから、市外在住者の利用が多いと推察している。

1日の利用者数	平日:50人～100人程度	土日祝:200人～300人程度
利用者の居住地	市内:49%	市外:51%
大人と子どもの割合	大人:44%	子ども:56%

### ○今後の課題

オープン後に発生した課題として以下の点が挙げられる。

- ・隣の図書館の利用者からの苦情として、子どもの声やおもちゃを叩く音がうるさいという声があったこと。

- ・トイレトペーパーやおむつを入れるビニール袋などの備品が盗まれたこと。
- ・設置しているコインロッカーは、使い終わったらお金が戻ってくるが、利用者が回収し忘れて現金がそのままロッカーに残っていること。
- ・保護者もボールプールに入ったり、体を動かしたりするため、貴重品を落とす気づかずに帰られることがある。

これらについては、今後対策が必要であり、「あやっこひろば」を中心として、地域と未来を繋ぐ子育て支援の充実を図りながら、よりよい施設づくりを目指していく。

## 主な質疑応答

質問 当初予定していた施設内への設置を断念した理由は。

回答 市内にある民間施設の一画を賃借する予定だったが、金額の面で折り合いがつかず断念した。

質問 利用対象年齢は（小学生は利用できるのか）。

回答 明確に何歳までと定めてはいないが、アクティブエリアであれば小学生も楽しむことができ、意図しているのは小学校中学年ぐらいまでと考えている。小学校高学年以上の子が来場されるケースは少ない。

質問 指定管理ではなく直営を採用している理由は。

回答 施設設置時から指定管理の話が出なかった。市内にある他の3つの児童館や図書館も直営であることから直営にした。

質問 運営体制は。

回答 会計年度任用職員5名の女性が在籍しており、週4日のシフト制勤務となっている。平日は2～3名、土日祝は3～4名が勤務する体制としている。この5名については保育士の免許を持っていないが、子育て経験がある方や児童センターで勤務経験がある方などを採用している。来場者が多い土日祝に職員を多く配置する必要があることも課題の1つである。

質問 広報等に写真を多く掲載しているが、利用者に写真撮影の許可をとっているのか。

回答 イベント時の写真を主に掲載している。イベント開催時には、必ず職員から利用者に写真の撮影と広報掲載に関する説明を行う。その際、撮影などを希望されない方は事前に申し出てもらうようアナウンスしている。

質問 利用者が集中した場合の対策は。

回答 1度に入場できる家族を20組に限定しており、それを超えた場合には入場制限をかけている。その際、1時間を目安に入場時間の制限を設けている。基本的には並んで待ってもらうが、整理券を配布するときもある。

質問 現在無料で利用できるが、有料にすることを考えているか。  
回答 混雑時には、利用者から「市外の人には有料にしては」という声をいただく。直営施設であること、また子育て支援拠点施設であるため遊び場の提供だけではなく、子育ての相談の場としての位置付けでもあることから慎重に検討しなければならないと考えている。

質問 事故防止対策として工夫していることは。  
回答 乳児が利用するスペースには柔らかいおもちゃの設置、とがった箇所がないものの設置をしている。また、必ず保護者同伴で利用することとしており、来場の際には、子どもから目を離さないように保護者をお願いしている。

質問 当市が屋内遊び場施設をつくるにあたって何かアドバイスはあるか。  
回答 現在綾部市では、受付を手書きで行っているが、来場者が多い時は混雑することに加えて、保護者は子どもを連れ、荷物を持ちながら記入することになるので、その作業が大変。カードで入場するなど I C T 機器の利用を担当課では検討している。  
また、子ども用のトイレを設置しているが、子ども用であっても仕切りをつけてほしいという利用者からの声があった。  
他にも、倉庫の電気がセンサー式を採用しているが、奥に進むとセンサーが反応せず勝手に消えてしまうため、スイッチ式を採用するべきであった。自動ドアの感知が良すぎて、かなり手前で反応して開いてしまうなど設計段階では気づかないが実際に使用すると不便だなと感じることがいくつかあった。

## 調査結果のまとめ

- ・年齢に応じたエリアでの様々な遊具や環境の配慮について、企画からコンテンツ選定まで専門企業と包括的に提携したことで出来上がっていたが、現代の子育て世代が安心して遊べるニーズに適していると感じた。
- ・「あやっこひろば」は直営で多彩なイベントや運営上の工夫があった。スタッフは、正規職員ではなく、会計年度任用職員であるとのことだったが、施設運営に経験の蓄積を感じた。施設内に配置された遊具等の設備は使いやすそうで好感が持てた。当市においても屋内遊び場の整備計画が進行中であるが、今後具体化される整備計画の内容を評価する際の参考になった。
- ・施設整備後の運営体制についても注視していくべきだと感じた。
- ・あやっこひろばが無料で利用できる点は、市内外の利用者比率が概ね半々であることから、市内に限らず利用者にとって大変魅力あるものであり、綾部市の子育て施策の P R にも寄与していると考えられる。子育て相談の場としても位置付け

ていることから無料であることは納得できる一方で、特に混雑時においては、一部の利用者からは「市外の利用者は有料にしては」という声もあるとのことであった。質の高い無料公共サービスは移住・定住を促す効果もあると考えられるため、当市でも料金体系については慎重に検討していくべき事項である。

- 政策的波及効果として、綾部市では駅北側の開発が長年の課題だったが、「あやっこひろば」は年間5万人の利用があったことから駅北開発の大きな役割を担ったと考える。当市においても、保健センターと合わせることでひだまりへの相談につなげることや、せきてらすと合わせることでせきてらすへの集客効果につなげるなど、政策的波及効果の観点からも設置場所の検討をする必要があると考える。
- 子育て世代が安心して集える公共空間の整備にあたっては、「あやっこひろば」のように利用者のニーズを的確に把握し、利用者目線の設計と柔軟な運営を重視すべきである。そのためにも、多くの利用対象者の声を聴く必要があると考える。
- 設計段階から想定される、例えばごみ処理、不審者対策、けがの防止、受付の簡素化、子ども用トイレの仕切り設置などといった細かな点に配慮すべきである。



写真3：綾部市職員の説明を受ける様子



写真4：あやっこひろば内の一部のエリア



写真5：施設入口にて記念撮影